

東久留米市
第三次環境基本計画
(素案)

令和8年2月
東久留米市

表紙裏白紙

市長挨拶

市長挨拶裏白紙

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1-1 東久留米市の環境基本計画について	1
1-2 第三次環境基本計画の方針と背景	2
1-3 計画の位置づけ	6
第2章 東久留米市の概要	8
第3章 東久留米市の将来の環境像と方針	11
3-1 東久留米市の将来の環境像	11
3-2 基本方針と個別方針	12
3-3 計画の体系	14
第4章 個別方針と取り組みの概要	15
基本方針1 水と緑と生きものの場を育み、人との共生をめざすまち	15
4-1 個別方針1 水と緑と生きものの保全と回復をすすめる	15
4-2 個別方針2 水と緑と生きものの回廊をつくる	16
4-3 個別方針3 まちなみの緑を育てる	17
4-4 個別方針4 水と緑の活用と管理	18
4-5 個別方針5 みんなで進める緑と生きものが豊かなまちづくり	19
基本方針2 地球環境対策に取り組む、安心して美しいまち	20
4-6 個別方針6 地球温暖化問題へ対応できるくらしをつくる	20
4-7 個別方針7 ごみの減量・再利用・リサイクルを通した循環型のまちづくり	21
4-8 個別方針8 健康で安心できるくらしをつくる	22
基本方針3 みんなで取り組む環境のまち	25
4-9 個別方針9 環境について学び、活動につなげる	25
4-10 個別方針10 よりよい環境を目指してみんなで取り組む	26
第5章 今後期間内に強化する主な施策（仮）	28
5-1 脱炭素まちづくりとエネルギーの地産地消の検討	28
5-2 ネイチャーポジティブの推進	28
5-3 みどりの基金の有効活用	28
5-4 新たなコミュニケーションツールを活用した協働の推進と運営	28
第6章 計画の推進	29
6-1 推進体制	29
6-2 進行管理	30
6-3 点検・評価	32
資料編	33

第1章 計画策定にあたって

1-1 東久留米市の環境基本計画について

東久留米市環境基本計画は「東久留米市環境基本条例」第7条に基づき、「市民、事業者、行政の協働による環境負荷の少ない持続的発展が可能なまちづくりを進め、豊かな東久留米の環境を次世代に引き継いでいくために」策定されるものです。

条例では、環境基本計画は、環境の保全等に関する目標や施策の方向、環境への配慮の指針などを定めるものとされています。環境基本計画は、東久留米市の環境政策の根幹となる最上位の計画であり、市民・事業者・行政が一体となって取り組みを進めていく上での指針となるものです。

2016（平成28）年3月には、前計画を見直した東久留米市第二次環境基本計画を策定し、2025（令和7）年度までの10年間の計画期間において、東久留米市の豊かな環境の保全と新たな創出、環境負荷低減の様々な取り組みを進めてきました。

しかしながら、その間に、地球温暖化に伴う気候変動や、生物多様性損失の危機はさらに高まり、東久留米市という地域にも大きな変化をもたらしつつあります。

東久留米市の自然環境は都市開発が進む中で汚染された時代もありましたが、その後の努力で清流や緑の環境を取り戻してきました。この恵み豊かな自然や生活環境（図1）を、気候変動や生活・自然環境悪化のさらなるリスクも見据え、対策を行いながら次世代に引き継ぐ必要があります。



図1 東久留米市の好きなところ

注）東久留米市第1回かんきょう・脱炭素 市民ワークショップ（2025年5月18日開催）では、東久留米市の好きなところとして、豊かな自然や生活環境への意見が多く出された。

1-2 第三次環境基本計画の方針と背景

(1) 計画策定の方針

2030年を前に、今環境問題は大きな転換期を迎えています。化石燃料消費による二酸化炭素など、大気中の温室効果ガスの増加がもたらす地球温暖化と気候変動の深刻な影響については、科学的には古くから予見されていましたが、まさに今、日本でも観測史上最も暑い夏や春、そして観測史上最大豪雨の更新が進み、その影響を認めざるをえない状況になってしまいました。

地域の環境問題対策は、公害や汚染対策に端を発しています。しかしその後、地球温暖化対策や生物多様性といった、グローバルな環境問題にも地域から対応していくべき時代がきました。かつて、地域の身近な環境問題は公害や環境破壊によるものでした。しかしその後、温暖化や生物多様性の損失などの地球規模の課題にも地域レベルで取り組む必要性が明らかになってきました。さらに、そういった環境問題は、これまでの我々の暮らしや経済活動の在り方に大きく起因しているため、社会や経済活動のあり方自体を自然共生型に変える必要があると、社会・経済面との統合的取組みの必要性が言われるようになりました（図2）。ただし、その変化は、市民や事業者に無理な我慢や不利益を強いるものであっては進みません。変化を通じ、高い生活の質を実現するという、全関係者のメリットを享受しながら進めていく必要があります。

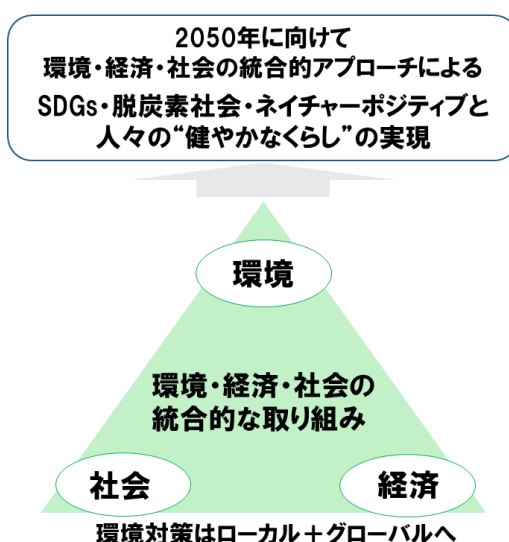


図2 地域の環境政策が目指すべき目標

本計画では、東久留米市第二次環境基本計画の進捗状況と推進上の課題、「(2) 計画策定の背景」で解説する、その間の環境をめぐる世界状況の変化を踏まえ、以下の方針で、第三次環境基本計画を策定するものとします。

- ① 環境基本計画は、環境関連施策の総合的かつ計画的な推進を図るものであり、環境関連計画の最上位として、市の政策の大方針を示すものとする。
- ② 環境基本計画の体系に関して、実行にかかわる具体的な計画（施策）が別途ある場合には、それらを実行計画の機能を有する計画として位置づけ、整合性を図る（例：緑の基本計画・生物多様性戦略、地球温暖化対策地方公共団体実行計画、廃棄物処理基本計画）
- ③ 緑の基本計画・生物多様性戦略と次回の見直し時期を合わせる（そのため、本計画の期間は7年間とする）。

- ④ 東久留米市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定と実行は、第二次計画の「今後期間内に強化する主な施策」の一つとして掲げられていたため、本計画に大方針を内包し、実行計画部分は本計画の別添資料として作成する。
- ⑤ 本計画策定にあたっては、東久留米市長期総合計画やSDGs推進方針、GX推進方針等に関連する計画・方針とし、それらとの整合性を図る。
- ⑥ SDGsや脱炭素、循環経済、ネイチャーポジティブ等、最新の動向を計画に反映する。
- ⑦ 市内すべての人が理解しやすく取り組みやすい内容とする。

（２）計画策定の背景

地球温暖化や生物多様性をめぐる国際的な動きは目まぐるしいものがあります。

2015 年 9 月には、気候変動の影響を最も大きく受けるのは、貧困・社会的弱者でもあり、気候変動対策と貧困・公平問題などの様々なグローバルな課題を同時に解決する必要性から、「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。東久留米市では、2023(令和 5)年に「東久留米市SDGs推進方針」を策定しています。

一方、2010 年の第 16 回気候変動枠条約の締結国会議（COP16）では、産業革命前からの気温上昇を 2℃に抑えることを合意し（カンクン合意）、2015 年には「2℃を十分下回り、1.5℃に抑える努力をする」ことを目標とするパリ協定が採択されました。さらに気候変動問題にかかわる科学的、技術的、社会経済的な知見の評価を行い報告書として発表する組織である IPCC（気候変動に関する政府間パネル）は、地球の平均気温の 1.5℃の気温上昇がもたらす影響は十分深刻で、1.5℃の上昇を抑えるためには 2050 年までにCO₂排出量を実質ゼロとする必要を指摘した「1.5℃報告書」を 2018 年に公表します。

その発表を受け、日本では、2020 年 10 月 26 日の菅内閣総理大臣（当時）の所信表明演説において、2050 年にカーボンニュートラル（温室効果ガスの排出と吸収でネットゼロを意味する概念）を目指すことが宣言されました。その後、自治体でも 2050 年カーボンニュートラル宣言が急速に広がり、東久留米市は 2023(令和 5)年 3 月 1 日に「東久留米市ゼロカーボンシティ宣言」を発表しています。また、国が策定した「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（GX推進戦略）」を受け、「2050 年ゼロカーボン社会の実現」とともに、市民が「あんしんして暮らせるまち」を目指すため、「東久留米市GX推進方針～ 踏み出そう！未来のために、地球のために～」を 2025(令和 7)年 1 月に策定しています。今後は、ますます深刻化する地球温暖化にどのように地域として適応していくのか、適応策の検討も必要となります。

また、産業界では、パリ協定採択を機に、気候変動がもたらす「リスク」や「機会」に関する財務的影響を把握し、機関投資家向けに開示する動き（TCFD）や、科学的根拠に基づいて設定した温室効果ガス削減目標が国際的な基準に合致していることを示す認定（SBT）取得や、自社事業で使用する電力を 100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的なイニシアティブへの加盟（RE100）など、脱炭素を企業の持続可能な経営に結び付けようという動きが活発化しています。

東久留米市は、生物多様性の保護・保全には市民の関心も高く、積極的に取り組んできました。その取り組みを市の計画として策定したのは、2018（平成 30）年の第 2 次緑の基本計画中間見直しにおいてで、生物多様性基本法に基づき、緑の基本計画に、東久留米市生物多様性戦

略（生物多様性地域戦略）が内包されました。

気候変動と同様、生物多様性にも、科学的、技術的、社会経済的な知見の評価を行い報告書として発表する I P B E S（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム）という組織があるのですが、その I P B E S が 2019 年に公表した「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」では、人間活動の影響により、過去 50 年間の地球上の種の絶滅は、過去 1,000 万年平均の少なくとも数十倍、あるいは数百倍の速度で進んでおり、適切な対策を講じなければ、今後更に加速すると指摘しています。また、2022 年に I P B E S が公表した「自然の多様な価値と価値評価の方法論に関する評価」報告書では、人々の自然に関する価値観は多様であるにもかかわらず、多くの政策では狭い価値（例えば、市場取引で評価される自然の価値）のみを優先した結果、自然や社会、将来世代を犠牲にしてきたと断じています。

このように、本来我々の社会経済活動は、豊かな生態系によりもたらされる供給、調整・維持、文化的サービスと財（生態系サービス）によって成り立っているにもかかわらず、それらを失うことは経済活動をも揺るがすことであるという危機感が産業界にも急速に共有されてきています（図 3）。2021 年 6 月には、企業活動が自然・環境に及ぼすリスクを財務的な観点から評価・開示する T N F D スキームが発足しました。

2022 年の生物多様性条約第 15 回締約国会議（C O P 15）では、地球規模で進む生物多様性の急速な減少を 2030 年までに食い止め回復に転じさせる、「ネイチャーポジティブ」目標を掲げた、昆明・モントリオール生物多様性枠組が採択されました。そのなかで、2030 年までに、陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする「30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標」がグローバルな目標の一つに掲げられました。日本もその目標達成を目指していますが、国立公園などの保護地域の拡張と管理の質の向上だけでなく、保護地域以外での生物多様性保全に資する地域（O E C M）の設定・管理を通して達成していくことになります。

また、我々の生活の利便性を劇的に高めてきたプラスチック製品による海洋汚染は深刻で、マイクロプラスチックの生態系や人体への影響も懸念されていますし、有機フッ素化合物（P F A S）の懸念など、目まぐるしく変わる、新たな環境問題への対応も迫られています。

このような世界的潮流を受けて、豊かな自然を有し、これまで地域ぐるみで緑や生物多様性保全に取り組んできた東久留米市では、今後はより一層地球環境とのつながりを意識しながら、さらなる活動の推進と情報発信に取り組んでいく必要があります。



図3 生物多様性から経済へのつながり

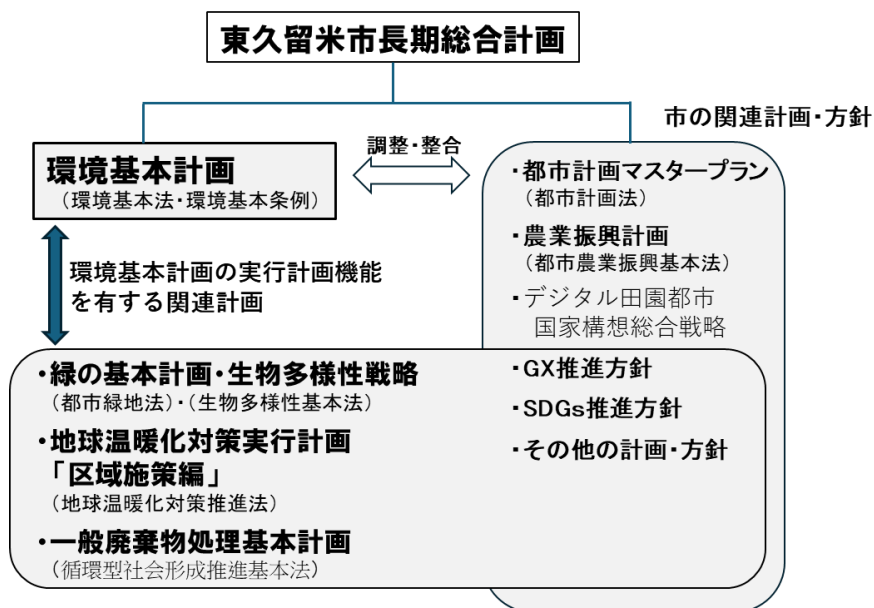
出典：『日本語版 生物多様性の経済学：ダスグプタ・レビュー要約版』翻訳 WWF ジャパン

注) 英国財務省が2021年2月に発表した報告書で、2021年6月の主要7カ国首脳会議（G7サミット）でも取り上げられ、国際政治・経済に大きな影響を与えている。

1-3 計画の位置づけ

(1) 位置づけ

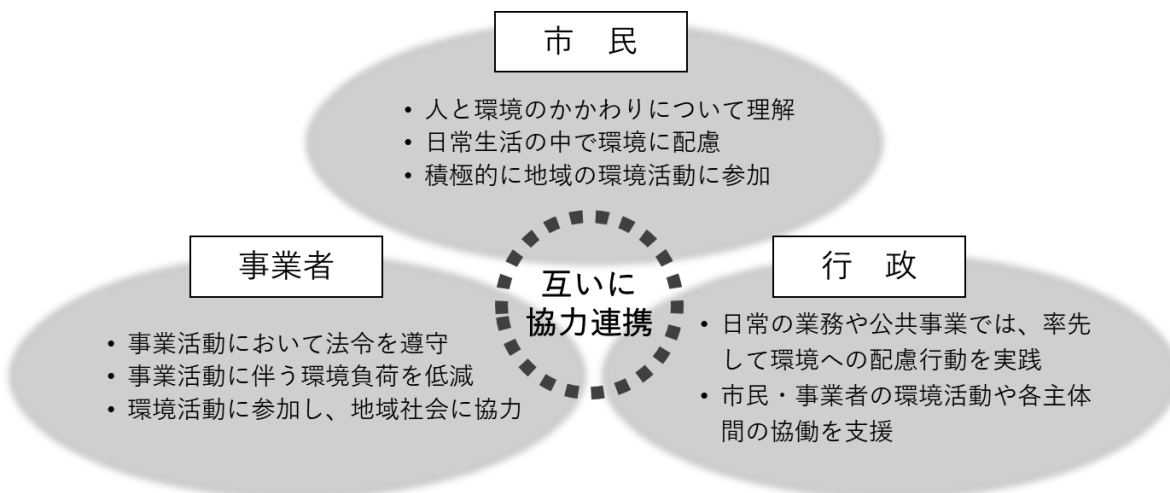
この計画は環境基本条例第7条に基づき策定しています。同時に「東久留米市第5次長期総合計画」(2021(令和3)年2月策定)を上位計画とし、同計画に掲げる「まちの将来像」を環境面から実現するための基本計画として位置づけています。また、効率的かつ効果的に計画を推進するため、市が定める他の計画(「都市計画マスタープラン」、「緑の基本計画」など)の環境の保全等に関する施策と、相互に整合・調整を図っています。また、本計画で策定するとしている環境分野の個別計画は、環境基本計画や緑の基本計画の関連・下位計画として策定します。



(2) 推進主体

この計画の推進主体は、市民(地域で活動する環境団体等を含む)・事業者(土地所有者や農業従事者等を含む)・行政(教育委員会や学校を含む)とします。

各主体は、それぞれの立場で、それぞれの役割を果たすとともに、相互に協働して積極的に環境活動を推進します。



(3) 期間

この計画の計画期間は、21世紀半ばまでを展望しつつ、本計画との関連性が高く、実行計画として位置づけられる「緑の基本計画・生物多様性戦略」との整合を図り、2026(令和8)年度から2032(令和14)年度(緑の基本計画の計画期間)までの7年間を対象とします。

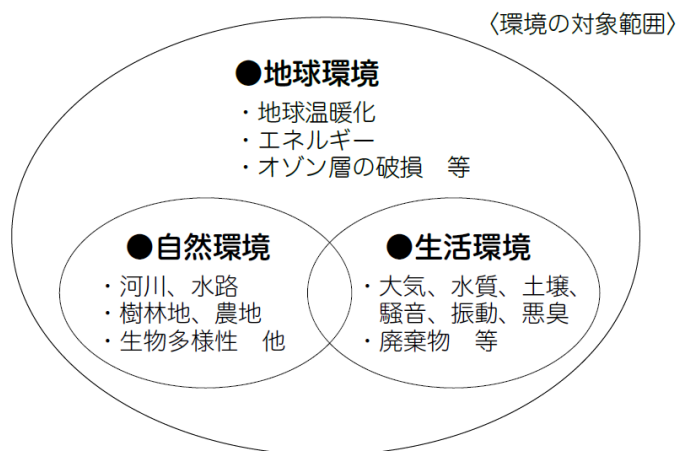
ただし、今後の社会情勢の変化や環境に関する知見の向上等に対応するため、毎年、進捗状況の点検評価を行いながら、必要に応じて、計画の体系や進捗管理のあり方など、計画全体に係る見直しを行います。

〈計画の期間〉

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
環境基本計画	第2次計画					第3次計画							第4次		
【関連計画】 緑の基本計画・ 生物多様性戦略	第2次	第3次計画													

(4) 範囲

この計画における環境の対象範囲は「自然環境」「生活環境」「地球環境」とします。



第2章 東久留米市の概要

(1) 市域の概況

①位置と地形

東久留米市は、都心から北西へ約 24 キロメートル、武蔵野台地のほぼ中央に位置し、北東は埼玉県新座市、西は東村山市、南は西東京・小平の 2 市、北は野火止用水を隔てて清瀬市に接しています。本市は、標高 70m から 40m の範囲で、南西から北東に緩やかに傾斜する地形となっており、何本かの崖線が通っています。この崖線などから水が湧き出し、これを源として、黒目川や落合川及びその他の小流が北東に向かって流れ、その間には紡錘形の台地が分布しています。落合川は、関東ローム層下の武蔵野礫層（古多摩川の砂礫堆積物、地下水の貯留層）に達しているため、流域内には湧水地点が多く、水量も豊富です。

本市の湧水は、「東京の湧水マップ」によると黒目川、落合川等に沿って 40 地点あり、南沢緑地、竹林公園、黒目川天神社前の 3 か所が「東京の名湧水 57 選」に選定されるとともに、「落合川と南沢湧水群」が環境省による「平成の名水百選」に、東京都で唯一選定されています。

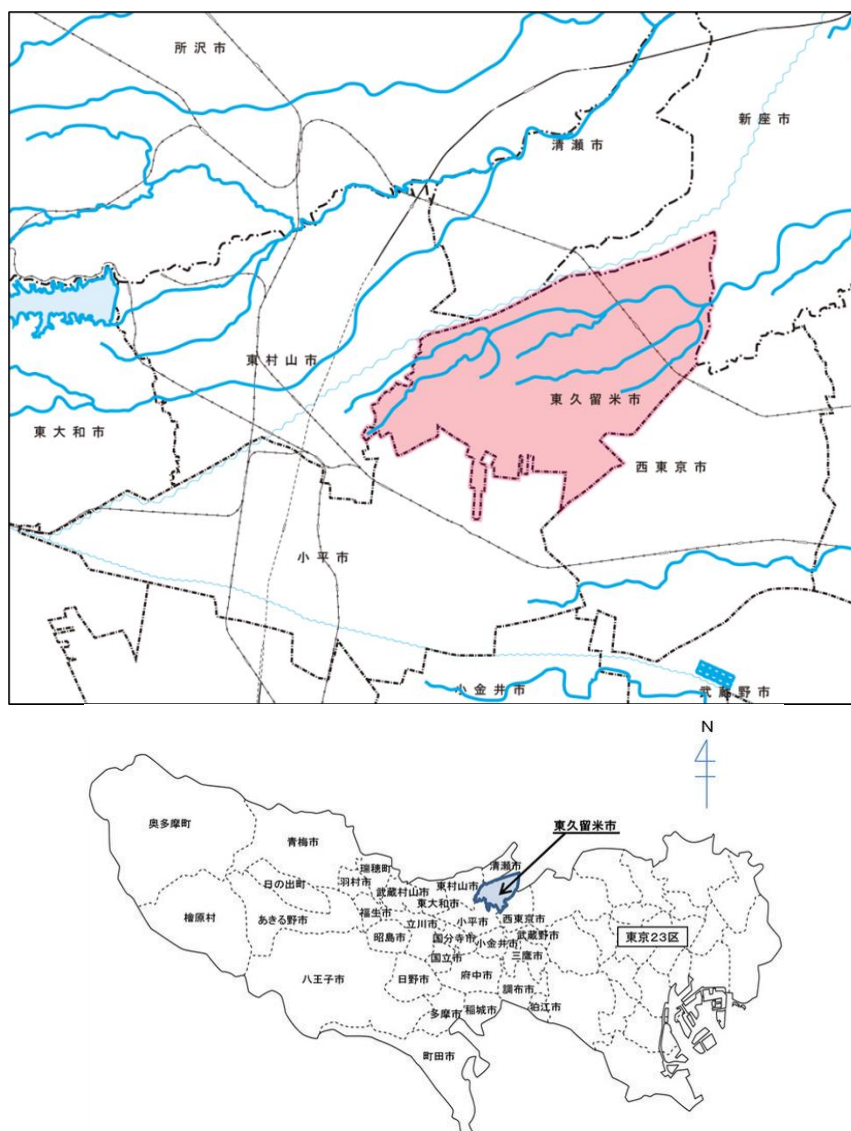


図 東京都における東久留米市の地形と位置

参考：国土地理院ホームページをもとに作成

②人口・世帯の変遷

2025 年 1 月現在の人口は 116,325 人、世帯数は 56,959 世帯となっています。人口は 2013 年からみると微増傾向となっていました、2022 年をピークに、微減に転じています。一方で世帯数は増え続けていますが、平均世帯人員数は 2025 年で 2.04 人と緩やかに低下しており、世帯の小規模化が進んでいます。

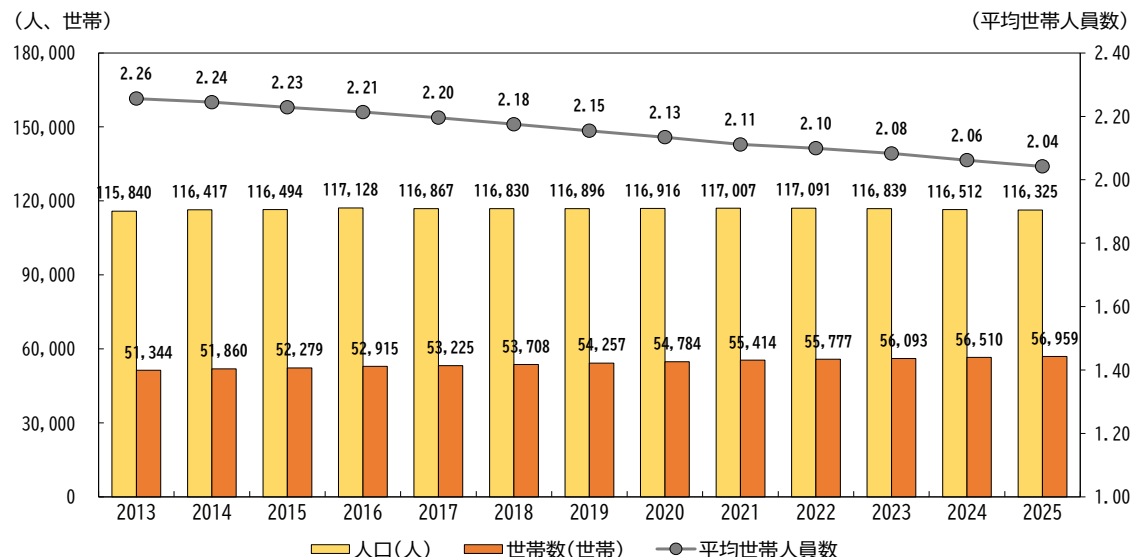


図 東久留米市の人口・世帯数

出典：住民基本台帳（各年 1 月 1 日時点）をもとに作成

③土地利用の長期変遷

2024 年現在の市内の地目別土地利用は、宅地が 58.23%と最も多く、宅地化の進行により畑や山林等の緑は減少傾向にあります。

本市の人口はここ数年で微減に転じていますが、世帯数は増加傾向となっていることから、今後も宅地需要は継続することが考えられます。

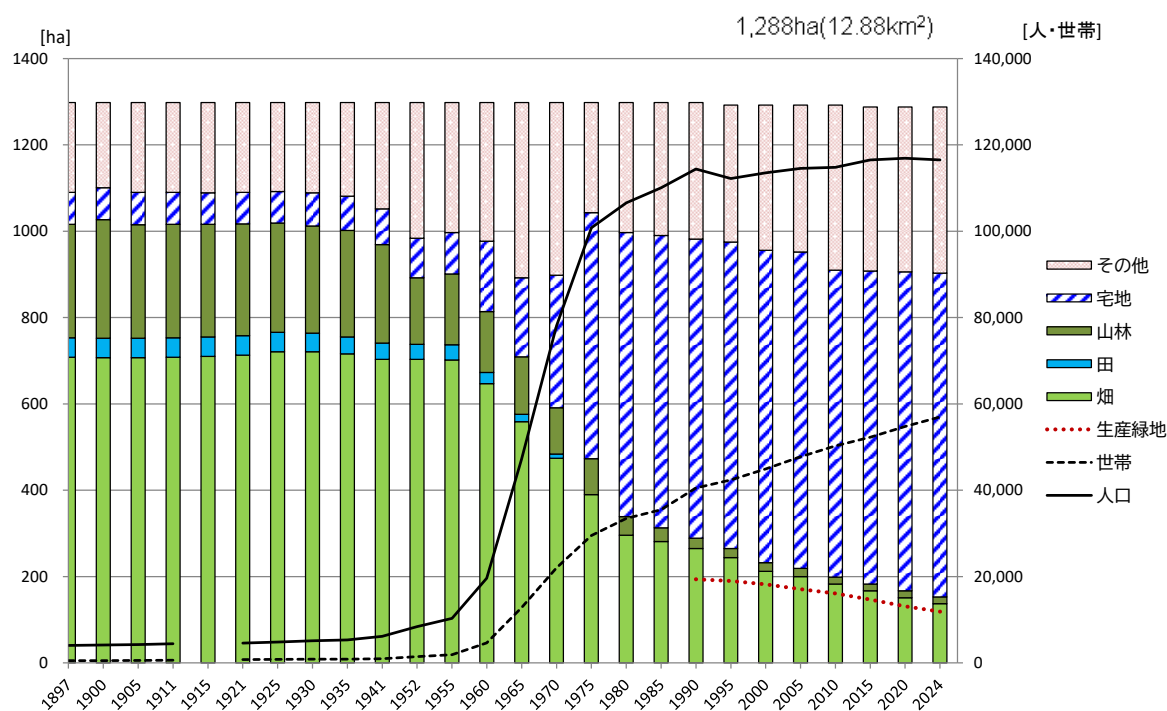


図 東久留米市の土地利用と人口・世帯の長期変遷

出典：「東久留米市の近代史（2012 年 3 月）」及び「統計東久留米」

④産業動向

本市の産業別の事業所数の推移をみると、ほぼ横ばい傾向となっており、第三次産業が約8割を占めています。従業員数は微減傾向となっており、2012年から2021年にかけて約3千人減少しています。また、2021年の産業分類において4.7%を占める製造業の製造品出荷額等総額の推移をみると、2019年の1,454万円をピークに減少しており、2021年は1,373万円となっています。

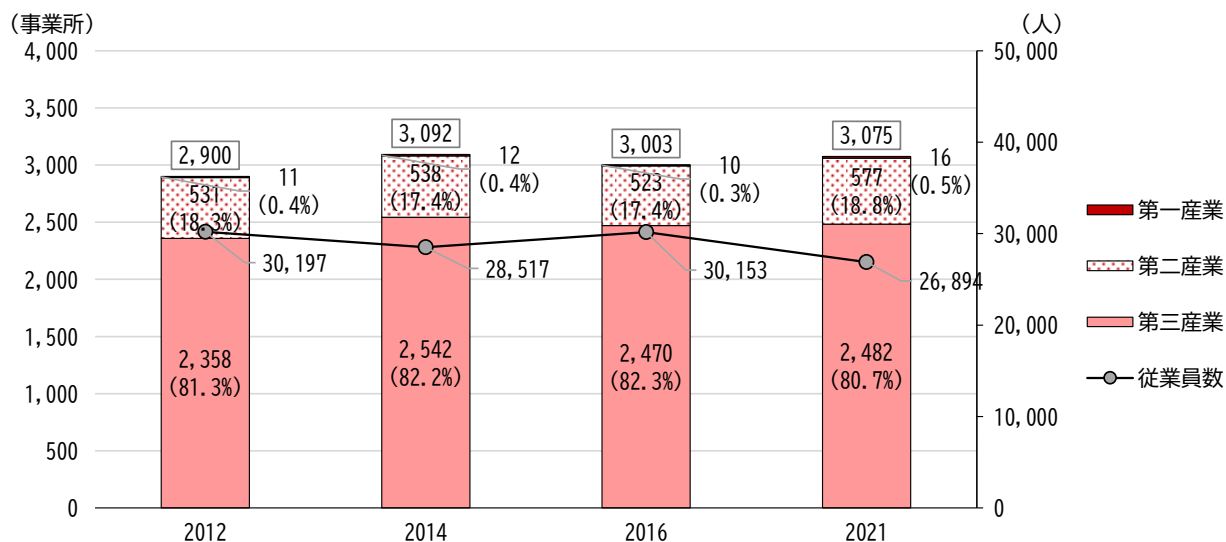


図 東久留米市の産業分類の推移

出典：経済センサス（2012年・2014年・2016年・2021年）

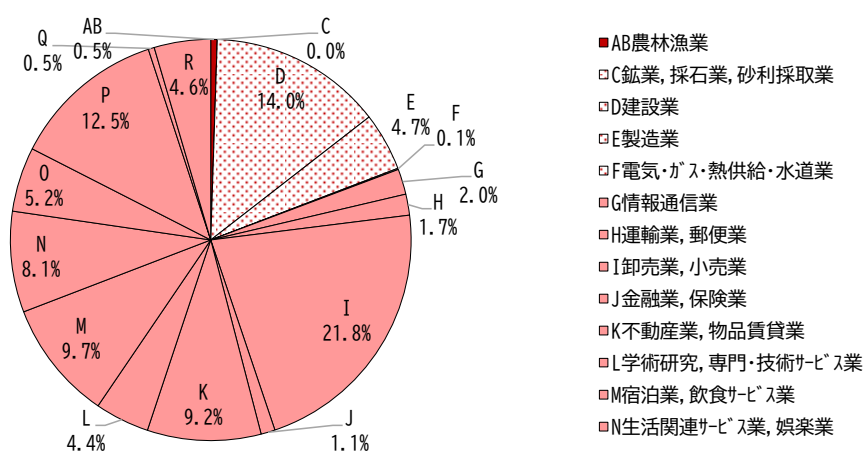


図 東久留米市の産業分類（2021年）

出典：経済センサス（令和2021年）

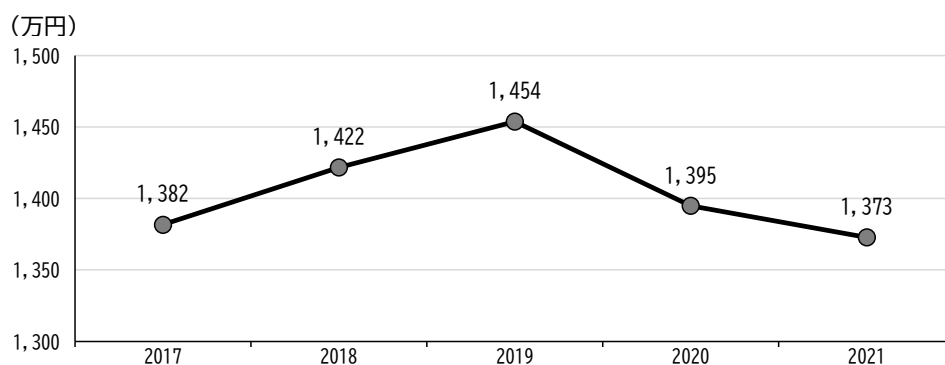


図 製造業における製造品出荷額等総額の推移

出典：統計東久留米

第3章 東久留米市の将来の環境像と方針

3-1 東久留米市の将来の環境像

東久留米市は太古から水と緑に恵まれていましたが、かつては急激な都市化によってそれらの豊かな自然環境が失われた時代もありました。しかし、多くの人々によるたゆまない環境改善の努力の結果、清流が回復し、水や緑とのふれあいの場や機会も増えてきました。落合川と南沢湧水群をはじめとする湧水や清流に象徴される水や緑と土が織りなす風景は、東久留米市の誇りであり、多くの市民の生活にうるおいと安らぎをもたらしています。

私たちは将来にわたって、この豊かな自然と、それらを守り育ててきた活動、その自然から恩恵を受けている生活を大事にし、温暖化などの地球環境問題によって脅かされている自然環境や暮らしを守り、さらに向上していく“まち”でありたいと思います。

こうしたことから、東久留米市が目指す「将来の環境像」を

水と緑を育み、地球環境と調和したくらしをみんなで創るまち " 東久留米 "

とします。

3-2 基本方針と個別方針

本計画では「将来の環境像」の実現を目指すために3つの基本方針を定めています。

基本方針1 水と緑と生きものの場を育み、人との共生をめざすまち

基本方針2 地球環境対策に取り組む、安心して美しいまち

基本方針3 みんなで取り組む環境のまち

また、この基本方針達成のためのより具体的な方針を「個別方針」としています。

基本方針1 水と緑と生きものの場を育み、人との共生をめざすまち

本市は、湧水や河川、雑木林や農地などの豊かな自然に恵まれ、多様な生きものが生息しています。これらの環境は市民に潤いや安らぎを与えるとともに、生物多様性を支える貴重な基盤です。私たちには、こうした自然環境を保全・再生し、次世代へと引き継いでいく責務があります。また、水と緑、生きものがつながることで多様性に富んだ環境が生まれ、人と自然が共生する持続可能なまちづくりが実現されます。こうした取り組みを通じて、生物多様性の損失を止め、自然を回復させていくネイチャーポジティブ(自然再興)な社会の実現をめざします。

そのための個別方針を以下のとおりとします。

個別方針1 水と緑と生きものの拠点の保全と回復をすすめる

個別方針2 水と緑と生きものの回廊をつくる

個別方針3 まちなみの緑を育てる

個別方針4 水と緑の活用と管理

個別方針5 みんなで進める緑と生きものが豊かなまちづくり

基本方針2 地球環境対策に取り組む、安心して美しいまち

私たちは日々の暮らしや事業活動を通じて、エネルギーを消費し、温室効果ガスを排出するなど、地球環境に影響を与えています。また、生活に伴うごみの発生や、近隣における公害・騒音などへの対応も求められています。

今後は、再生可能エネルギーの利用促進や、省エネルギーの推進、資源循環の仕組みづくり、公害の未然防止などにより、地球環境に配慮した行動を実践し、誰もが健康で安心して暮らせる環境づくりを進める必要があります。加えて、資源を効率的に活用し廃棄物の発生を最小限に抑える循環経済の考え方をまちづくりに取り入れ、地域の資源が活かされ、人と経済がともに潤う社会の実現をめざします。

また、市民や事業者に地球温暖化対策として必要な情報や診断などに対応できる行政や事業者の相談窓口の設置や、環境対策に関わる市民や団体などの協働による活動の場を広げることも必要です。

そのための個別方針を以下のとおりとします。

個別方針6 地球温暖化問題へ対応できる暮らしをつくる

個別方針7 ごみの減量・再利用・リサイクルを通した循環型のまちづくり

個別方針8 健康で安心できる暮らしをつくる

基本方針3 みんなで取り組む環境のまち

今や環境問題は地域の環境保全のみならずグローバルな地球温暖化への対応が地域の為にも必要となっています。また社会や経済も組み入れた対応が求められています。

基本計画で掲げた“将来の環境像”を実現するためには、東久留米市に関わる全ての人々の取組への参加が不可欠です。環境への理解を深めて活動を広げるとともに、市民・事業者・行政がお互いに協力し連携を強めてまちづくりに取り組んでいく必要があります。

その為に市民活動、教育の様々な機会と環境フェスティバルや広報などの情報の発信を通じて「環境問題」への理解を深め、自ら行動する意欲を高めるとともに、誰もが気軽に参加できるしくみを整えていくことが大切です。

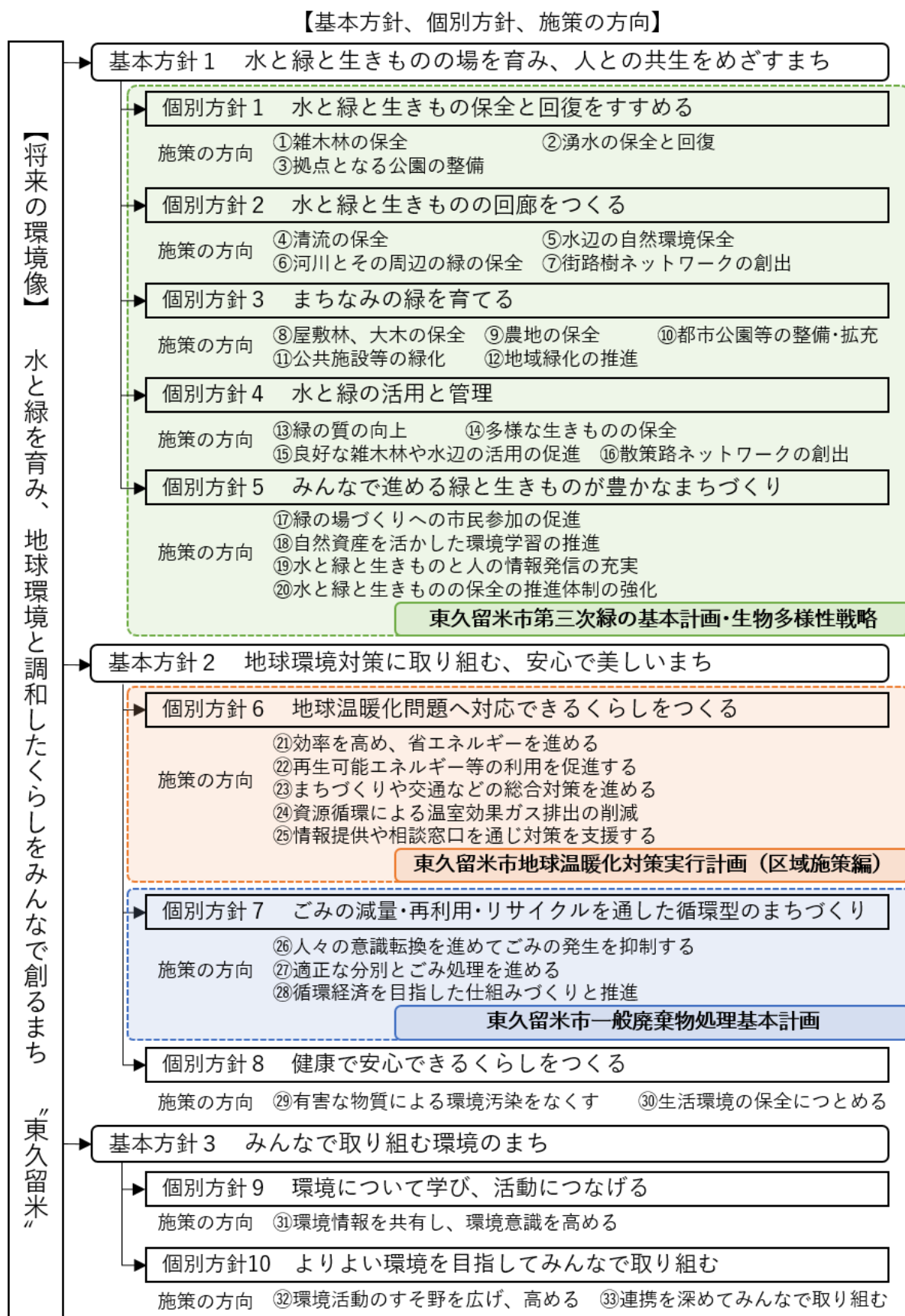
そのための個別方針を以下のとおりとします。

個別方針9 環境について学び、活動につなげる

個別方針10 よりよい環境を目指してみんなで取り組む

3-3 計画の体系

将来の環境像を実現するための基本方針及び個別方針と其中で取り組む施策の方向を計画の体系として示します。「施策の方向」に基づく具体的な「施策」と「取り組み」は第4章で示します。



第4章 個別方針と取り組みの概要

基本方針1は「東久留米市第三次緑の基本計画・生物多様性戦略」の内容と整合を図っています。

基本方針1 水と緑と生きものの場を育み、人との共生をめざすまち

4-1 個別方針1 水と緑と生きものの保全と回復をすすめる

水と緑と生きものの拠点は、まちの緑の中心であり、多様な生きものが棲み、市民の憩いの場としてこれからも極めて重要な役割を担います。しかし、宅地化の進行とともに、雑木林や農地の減少とこれに伴う地下水の減少、生物多様性の低下が危惧されており、保全と回復のための対策を進めていきます。また、都立六仙公園の計画地においては、公園整備と合わせて施設を有効に活用する方策を検討・実施していきます。

施策の方向1 雑木林の保全

市や都が管理する市内の雑木林を保全し、生きものの生息・生育空間として育てていきます。また、民有の雑木林や屋敷林も、緑地保全計画に基づく緑の確保や相続税制度への要望を行っていきます。

施策の方向2 湧水の保全と回復

豊富な湧水は、市内を流れる黒目川や落合川の水源である豊富な湧水と水環境を将来に引き継いでいくために、湧水が現れる仕組みを研究し、必要な施策を実施します。

施策の方向3 拠点となる公園の整備

滝山公園・白山公園などの大規模公園は、これからも水と緑と生きものの拠点として重要です。また、都立六仙公園は市民のニーズを踏まえ、公園の有効な活用と生きものの生息・生育の場となるよう、東京都とも協力して事業を進めます。

個別方針1は「東久留米市第三次緑の基本計画・生物多様性戦略」の内容と整合を図っています。

4-2 個別方針2 水と緑と生きものの回廊をつくる

黒目川と落合川・立野川といった河川は、水辺や崖線の緑を形成し、生きものや人の行きかうことを可能とし、清流として市民に親しまれています。このような環境を将来に渡り保全するために、生活と自然との調和を図り、水量の確保、水質の保全を行っていきます。河川周辺の緑や街路樹も連続性のある緑を形成しており、緑の質の向上と適切な保全を進めます。

施策の方向4 清流の保全

黒目川や落合川の清流は、多様な生きものの生息域であると同時に、市民の憩いの場として広く親しまれています。ごみの不法投棄や生活雑排水等の流入抑制に努めるとともに、水量確保のための方策を講じていきます。

施策の方向5 水辺の自然環境保全

河川における治水対策では広域的な対応が必要となり、黒目川と落合川の合流域をはじめとした一級河川では、東京都による河川整備が進められています。自然環境に配慮した工事について、管理者である東京都とも連携して取り組みを進めます。

施策の方向6 河川とその周辺の緑の保全

黒目川と落合川沿川の緑について、広く市民の協力を得てその保全に努めるとともに、隣接する住民に協力を呼び掛け、広がりや厚みのある緑を創出していきます。

施策の方向7 街路樹ネットワークの創出

街路樹は都市計画道路など広い幅員のある道路に設置され、「住まいの近くの緑を感じるもの」（市民アンケート調査）としても高く認識されています。

このような街路樹により、市内に緑のネットワークを形成し、生きものが行き交うことができるようにしていくとともに、安全性にも配慮した市民に親しまれる歩道づくりを進めていきます。

個別方針3は「東久留米市第三次緑の基本計画・生物多様性戦略」の内容と整合を図っています。

4-3 個別方針3 まちなみの緑を育てる

拠点や回廊とともにまちなみの緑も市内における重要な緑や生きものの生息・生育環境を構成しています。生物多様性に配慮して、公園や街路樹を拡充し、公共施設や民間施設の緑化を推進します。さらに、市内には農地も多く大木の並木や屋敷林といった古き武蔵野の面影を残す地域が今もあります。緑を大切にする市民意識の高揚を図り、この環境を市民・事業者・行政が一体となって将来に残す方策を講じていきます。

施策の方向8 屋敷林、大木の保全

武蔵野の原風景を彩るケヤキやクヌギなどの大木について、市の保存樹木にも指定され、市民・行政が一体となってその保全を図っています。こうした古くから残る貴重な樹木も進む宅地化や樹木の剪定などの所有者の負担からその数を減らしています。そのために諸制度を活用し、可能な限りその保全を進めていきます。

施策の方向9 農地の保全

農地は市内の緑の3割以上を占めており、地下水のかん養機能や災害時のオープンスペース機能、緑の機能を有しています。生産緑地地区再指定など各制度の活用を図り、農業従事者の支援と空き農地の活用につなげていきます。

施策の方向10 都市公園等の整備・拡充

新たな公園整備にあたっては、都市公園の分布の均衡を図るとともに、様々な手法を検討しながら機能性を考慮して配置していきます。また、宅地開発等の規定に基づく、公園や緑の整備においても事業主等と協議を行いながら、特色ある公園づくりを進めます。

施策の方向11 公共施設等の緑化

地域の人々が多く集まる公共施設については、緑化余地のある部分の緑化を推進します。また、多くの市民を巻き込んだ新たな担い手による緑化を推進します。

施策の方向12 地域緑化の推進

土地の開発や集合住宅の建替え時には、開発事業者等と共同で、より良い緑化を推進するとともに、規定以上の緑化が進められるケースの紹介などを通じて意識の醸成を図ります。また、市内全域を緑化重点地区に指定し、地域のまちなみに応じた緑の育成を推進します。

個別方針4は「東久留米市第三次緑の基本計画・生物多様性戦略」の内容と整合を図っています。

4-4 個別方針4 水と緑の活用と管理

これまで緑の保全のために様々な施策を実施してきましたが、雑木林の高木・老木化施設が進んでいます。新たな緑の創出を行いつつも既存の緑においては生きものの生息・生育に配慮し、広く市民が親しめるよう水と緑の質を向上させることが求められています。水と緑の保全・回復・創出を推進して人にも生きものにもやさしい緑づくりを進めます。

施策の方向13 緑の質の向上

市内の雑木林では木々の高木化や老木化が進み、近年ではナラ枯れも多く見られており、倒木のリスクが高まっています。また、生態系への影響も懸念されており、適正な管理を行っていきます。公園も施設の老朽化が進んでおり、計画的な再整備を推進します。

施策の方向14 多様な生きものの保全

市内には2百種類以上の希少種を始めとする多様な生きものが確認されており、その生息・生育空間としての水と緑の保全を行っていきます。また、外来種の対策も進めていきます。さらに、生きものの生息・生育状況の調査を市民と行政が協働で実施していきます。

施策の方向15 良好な雑木林や水辺の活用の促進

水や緑は生きもののためだけではなく、人々の生活に潤いを与えています。多くの市民がこの豊かな自然環境に触れる機会を増やすように、生きものの生息・生育環境に配慮した活用を進めていきます。

施策の方向16 散策路ネットワークの創出

遊歩道は身近に水や緑を感じることができる生活道路です。また、出水川や揚柳川は一部蓋掛けされた川の上の通路ですが、花壇や緑を確保するなどで充実を図ります。水と緑と生きものの拠点をつなぐ散策路ネットワークとして多くの市民に紹介していきます。

個別方針5は「東久留米市第三次緑の基本計画・生物多様性戦略」の内容と整合を図っています。

4-5 個別方針5 みんなで進める緑と生きものが豊かなまちづくり

緑や生きものが豊かなまちづくりを進めていくためには、市民をはじめとした様々な主体が協働し、課題を解決していくことが必要となります。今も残る自然を活かし保全するためには、その情報の蓄積と発信が有効で、また広い市民意識の高まりが必要です。このため市による情報発信や環境学習の機会を充実させるとともに、市民相互のつながりを深め、活動の輪を広げるための施策を実施していきます。

施策の方向 17 緑の場づくりへの市民参加の促進

多くの市民が水と緑と生きものの保全活動や公園づくりに参加するなどの市民の活動を広げていきます。

施策の方向 18 自然資産を活かした環境学習の推進

地域の自然の保全と回復には市民一人一人の理解と実践が必要です。様々な環境イベントや市の環境を活かして学ぶ機会を増やしていきます。

施策の方向 19 水と緑と生きものと人の情報発信の充実

水と緑といきものの保全・回復には、多くの市民の協力による調査と情報の蓄積、啓発のための発信と共有が重要で、その充実を図ります。

施策の方向 20 水と緑と生きものの保全の推進体制の強化

保全計画の推進には市民・事業者・行政の連携や近隣市等との連携が欠かせません。また基金の充実などの資金面でも強化が必要です。

個別方針6は「東久留米市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と内容と整合を図っています。

4-6 個別方針6 地球温暖化問題へ対応できる暮らしをつくる

近年、地球温暖化の進行による気候変動は、気温の上昇や異常気象をもたらし、私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。その危機は深刻化しており、東久留米市でも地球温暖化対策の強化が求められます。東久留米市ゼロカーボン宣言で示されている「2050年ゼロカーボン社会の実現」を目指し、地球温暖化対策効果と経済性の両立を目指した目標と施策を計画し、東久留米市を構成する全ての人々の主体的な行動を促進していきます。

施策の方向21 効率を高め、省エネルギーを進める

エネルギー効率の高い家電製品や施設、設備、建築物への転換、車については、燃費性能の高い車およびゼロエミッション車の導入など、省エネに向けた取組を推進します。

施策の方向22 再生可能エネルギー等の利用を促進する

太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の設置普及に向けた取組の推進や、そのための市民や事業者に向けた補助金や仕組み等の情報発信を行うとともに、再生可能エネルギーによる電力への切り替えを進め、低炭素電源への利用を促進します。

施策の方向23 まちづくりや交通などの総合対策を進める

エネルギー消費量や温室効果ガス排出量の見える化を図り、エネルギー消費やコスト削減につなげます。また、円滑な交通流対策により交通の最適化と利便性の向上を目指します。

施策の方向24 資源循環による温室効果ガス排出の削減

温室効果ガス排出量を削減するために、廃棄物削減に向けた3Rと廃棄物発電によるエネルギーリカバリーを含む再資源化の徹底を推進します。また、ノンフロン機器への転換や適正管理を促進します。

施策の方向25 情報提供や相談窓口を通じ対策を支援する

情報提供や相談窓口の設置、地域内での取組事例の共有等により、車・家電・機器の更新、住宅・事業者・工場等の改修・新築のタイミング時における省エネや断熱改修、太陽光発電等の導入を推進します。

個別方針7は「東久留米市一般廃棄物処理基本計画」と内容と整合を図っています。

4-7 個別方針7 ごみの減量・再利用・リサイクルを通した循環型のまちづくり

ごみの発生抑制、減量化、資源化を進め、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される循環型社会の形成を目指します。そのために、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済・社会様式から、資源・製品の価値の最大化を図り、資源投入量・消費量を抑えつつ、廃棄物の発生の最小化につながる経済活動、すなわち「循環経済（サーキュラー・エコノミー）」を目指した仕組みづくりと推進を図ります。

施策の方向 26 人々の意識転換を進めてごみの発生を抑制する

不用物を廃棄物としてとらえるのではなく、再使用、再生利用できる資源として考える意識改革を推進します。この考え方を、市民や事業者に浸透させることで、ごみの減量化、再資源化を推進します。

施策の方向 27 適正な分別とごみ処理を進める

戸別収集に伴う直接指導の実施や、リサイクルできる紙類の周知を強化し、分別の徹底を図ります。また、資源集団回収事業を促進し、新たな分別品目の研究や、資源化等の拡充の検討を行います。

施策の方向 28 循環経済を目指した仕組みづくりと推進

地球にやさしい循環型社会を実現するため、市民・事業者・行政はそれぞれごみを資源として捉える意識を高め、製品や資源としての有効利用を積極的に進めます。

4-8 個別方針8 健康で安心できる暮らしをつくる

市民の快適で安心できる生活環境を維持していくためには、環境からの汚染や様々な不快な干渉を減らす必要があります。これまで様々な規制によって公害の防止が図られてきました。近年、新しい化学物質が毎年数多く登場することから、そのリスク管理は規制とともに事業者の自律的な管理が求められています。行政は、これまでの公害防止に加えてリスク管理の視点をもって市民や事業者の啓発に努め、また予防的な対応を図る必要があります。事業者や市民は有害と思われる排出物や不快な騒音などを減らす努力を行います。

施策の方向 29 有害な物質による環境汚染をなくす

事業者・市民は環境に排出される大気汚染物質や水質汚染の元となる有害な物質を減らして環境の保全に務めます。行政は国や都、広域自治体と連携して有害が疑われる物質の把握に努めて事業者や市民に情報の提供を行い、リスクを減らすよう務めます。

施策1 事業所や自動車等からの大気汚染を防ぐ

大気汚染を防ぐため、事業者は汚染物質の排出基準を守るとともに、行政は必要に応じ、立入検査など排出抑制対策に努めます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●大気汚染物質の排出基準を守る。			
●焼却時のダイオキシン類対策の適正管理を行う。			
●ゼロ・エミッション車（ZEV）など低排出ガス車の導入を進める			

施策2 事業所や農地、家庭等からの土壌や地下水の汚染を防ぐ

土壌や河川、地下水の有害な物質による汚染を防ぐために、事業者は化学物質や油脂類、また農薬や化学肥料などの適正管理を行うとともに、市民は雑排水に含まれる汚染物質の低減に努めます。行政は適切な情報の提供と対応を行います。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●化学物質等を適正に取り扱う。			
●農薬や化学肥料を過剰に使用しない。			
●排水処理の適正な管理を行う。			
●汚れた水を下水や川に流さない。			

施策3 化学物質について適切な情報を提供する

化学物質は製品として流通・消費される過程のなかで環境中に排出されたり、人の体内に取り込まれたりすることがあるため、規制とともに事業者には化学物質の自律的管理による労働災害の防止が求められています。事業者・行政は市民に対して化学物質に関する情報を公表するほか、リスクについての適切な理解を促進します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●化学物質に関する情報を収集し、公表する。			
●化学物質についてのリスクを正しく理解する。			
●リスクコミュニケーションの体制を整備し、推進する。			

施策4 公害を抑止する活動を進める

公害の防止には、事業者が環境規制の適合性を評価する継続的な監視と対策を自主的に行うとともに、行政は国や都と連携して大気中の汚染ガスや騒音などの広域な監視を行います。また、公害発生時の対応を迅速に行い、被害の拡大を防止します。

そのほか、未然に防止するため、公害に関する情報の提供を行い、市民・事業者の意識を高めます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●各種公害の監視を行う。			
●都や近隣市と連携して環境調査を継続的に実施・公表する。			
●新たな公害の情報を収集し、公表する。			
●都や近隣市と連携して公害に対する改善対策を行う。			
●公害に関する情報提供を行い、市民・事業者の意識啓発につなげる。			

施策の方向 30 生活環境の保全につとめる

日常生活や事業活動が快適な生活環境を損なうなど近隣の迷惑になることを防止するため、市民・事業者は自主的に周辺への配慮に努めます。

施策1 事業所や工場、施設等からの騒音・振動・悪臭の発生を抑制する

騒音・振動・悪臭の発生を防ぐため、事業者は規制基準を遵守し、また、日々の事業活動において周辺への配慮に努めるとともに、行政は指導・監督を徹底します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●騒音・振動の規制基準を守る。			
●建設工事、飲食店などの騒音・振動・悪臭対策に努める。			

施策2 生活環境を保全し改善を進める

快適な生活環境を守るため、市民・事業者は日々の暮らしや事業活動において、生活環境に悪影響を与える行為・活動を抑制するとともに、行政は意識啓発のほか問題が生じた場合には積極的に関与し、改善に努めます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●野焼きの原則禁止を守る。			
●生活での騒音や臭気の発生などに注意する。			
●ペットなど動物はルールを守った適正な飼育を行う。			
●空き地、空き家の適正な管理を行う。			

基本方針3 みんなで取り組む環境のまち

4-9 個別方針9 環境について学び、活動につなげる

環境に関する情報やイベント等を通じて、学校や職場、地域社会の人たちと本市の水と緑に象徴される豊かな環境資産を共有し、環境意識を高められるように市民・事業者・行政で連携を図りながら、環境について学べる活動につなげていきます。また行政は活動を支援するとともに、市民・事業者は講師の派遣などに協力します。

施策の方向31 環境情報を共有し、環境意識を高める

市民・事業者・行政が連携・協力して環境活動に取り組むため、環境情報や活動を共有し、連携と相互理解を深めます。

施策1 環境情報を発信し共有する

市民・事業者・行政が連携・協力して環境活動に取り組むため、それぞれの主体の間で互いが持っている情報を共有するとともに、行政は図書館など地域の学習拠点において、環境に関する資料を充実します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●地球環境問題や市の環境に関する情報などを整理して分かりやすく伝える。			
●市民・事業者の環境活動を把握し、広く紹介する。			
●市立図書館、学校図書館では、環境に関する資料の紹介と充実を図る。			

施策2 環境年次報告書を通じて環境活動の向上を図る

環境基本計画に基づいて市民・事業者・行政が効果的に各種活動を展開する上では、計画の進捗評価が必要なため、行政は市民・事業者の協力のもと環境年次報告書「かんきょう東久留米」を毎年発行し、各主体が内容を共有した上で環境活動を進めます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●環境年次報告書として「かんきょう東久留米」を作成し、環境基本計画の進捗評価を行い、その結果を広く伝える。			
●進捗評価に基づき、環境活動をさらに進める。			

4-10 個別方針10 よりよい環境を目指してみんなで取り組む

地球温暖化や地域の環境対策は市民・事業者・行政が連携を深めて目標に向かって取り組んでいく必要があります。その為には多くの市民や事業者の参画が不可欠で、協働による仕組みや情報の支援が不可欠です。行政はDX（デジタル変革）による新たな双方向コミュニケーションを検討・推進するなど市民や事業者の取り組みをサポートします。

施策の方向 32 環境活動のすそ野を広げ、高める

市民や事業者の環境活動のすそ野を広げていくため、市民・事業者は積極的に活動を担う人材の発掘、育成を行うとともに、行政は市民、事業者の取り組みを支援します。

また、市民や事業者の環境活動の受け皿となる市民活動を活発にするため、行政は市民活動に対する支援を行うとともに、市民・事業者・行政は連携して環境基本計画の推進組織である市民環境会議の活動を盛んにします。

施策1 環境活動に取り組む人を増やす

市民・事業者・行政の連携による環境活動を活発にしていくためには、活動の担い手を増やしていくことが必要のため、市民・事業者は積極的に活動を担う人材の発掘、育成を行うとともに、行政は市民、事業者の取り組みを支援します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●環境学習・環境教育の担い手となる人材を育成する。			
●市民活動の担い手となる環境リーダーを養成する。			
●環境活動にボランティアとして積極的に参加する。			
●多様な世代が参加しやすい仕組みをつくる。			

施策2 市民活動を支援する

市民や事業者の環境活動の受け皿となる市民活動を活発にするため、行政は市民活動に対する支援を行うとともに、市民・事業者・行政は連携して環境基本計画の推進組織である市民環境会議の活動を盛んにします。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●地域で活動する団体等、市民や事業者御自主的な環境活動を支援する。			
●市民環境会議の参加者を増やし、連携を密にし、活動を盛んにする。			

施策3 新しいコミュニケーションツールを通じて理解を深める

SNSなどのデジタルツールを活用し、市民にわかりやすくタイムリーに環境情報を発信するとともに、地域での対話の場や参加型ワークショップなどを通じて双方向のコミュニケーションを促進します。情報提供に加え、意見やアイデアを市民から広く募る仕組みを整え、環境施策への市民の主体的な参加を促します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●市公式SNSなどを活用し、環境情報や市民の自発的な取組などを発信して、環境への意識を醸成する。			
●市民自らが環境施策に参加して、意見を発信できるような仕組みを整備し、推進する。			

施策の方向 33 連携を深めてみんなで取り組む

市民・事業者の積極的な参加・連携による環境活動を展開していくため、協働による環境活動の仕組みを作るとともに、市域を越えた環境課題に対応するため、広域連携による取り組みを進めます。

施策1 協働体制の仕組みを作り、促進する

市民・事業者・行政の協働体制を強化するため、それぞれの役割分担を明確にした推進体制を作るとともに、行政は市民・事業者との連携・協力のもと活動を担う人材や団体に関する情報を蓄積し各主体で共有します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●市民・事業者・行政が協働で東久留米市の環境に取り組む仕組みや推進体制をつくる。			
●学校や職場で環境教育を担える人材のデータベース化を進め講師派遣に活用する。			
●市民の環境活動の実態を把握し、ネットワーク化を図る。			

施策2 都・近隣市との連携を進める

水循環をはじめとして広域的な環境課題に対応していくため、行政は都や近隣市との連携を進めるとともに、市民も近隣市の市民活動団体同士で連携・交流するなど東久留米市の枠を超えた市民活動に取り組みます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●多摩六都をはじめ近隣市との積極的な交流を通じて、相互の理解を深める。			

第5章 今後期間内に強化する主な施策（仮）

5-1 脱炭素まちづくりとエネルギーの地産地消の検討

2050年カーボンニュートラルに向けて、脱炭素先行地域等の優良事例・課題克服事例、事業性・効率性に関する知見を収集しながら、地域特性を生かした市の脱炭素まちづくりについて、公共施設や廃棄物処理施設等を中心として検討を行います。

また、地域で生み出される再生可能エネルギーや電気自動車・蓄電池などの地域資源を有効活用し、電力の需給バランスを踏まえた将来的な地産地消の可能性について検討します。

5-2 ネイチャーポジティブの推進

民間の自主的な取組等によって生物多様性の保全が図られている区域（企業緑地、里地里山、都市の緑地等）について、「自然共生サイト」としての認定を進め、地域の自然資本の保全と、地域の活性化を推進します。

国や東京都、事業者と連携し、生物多様性・自然資本と関連する事業活動における情報開示等を推進し、ネイチャーポジティブを実現する持続可能な経済活動の実現を図ります。また、インセンティブやESG金融等を通じて、生物多様性・自然資本に関わる経済への移行を実現するための支援を検討します。

5-3 みどりの基金の有効活用

まとまった雑木林を将来に残すために、保全すべき価値の高い場所の調査及び検討を進めながら、公有地化に向けた取組を推進します。公有地化をはじめ、緑地を担保するために必要となる費用に加え、緑地が有する機能を維持・増進する費用等について、みどりの基金を有効活用しながら、市内の貴重な緑地を保全していきます。

5-4 新たなコミュニケーションツールを活用した協働の推進と運営

市政情報を得る手段として「市の広報紙」が約8割（東久留米市令和6年度市民アンケート調査）を占めていますが、デジタル技術を活用することで、情報共有・コミュニケーションを充実させ、地域活動の持続可能性の向上や地域を支える主体間の連携を深める効果が期待できます。そのため、東久留米市コミュニティサイト（くるくるチャンネル）等、これまで活用しているコンテンツに加え、SNSなどの新たなコミュニケーションツールを積極的に活用しながら、市民・市民団体・事業者・行政間の繋がりの構築や、市民の積極的な活動団体への参加を促進に向けて検討を進めます。

第6章 計画の推進

6-1 推進体制

「将来の環境像」の実現に向けて、この計画を総合的かつ計画的に推進するためには、市民・事業者・行政の積極的な取り組みはもちろん、協働による取り組みは欠かせないものです。

この計画の推進及び進行管理するための組織体制は、以下のとおりとし、各主体の役割分担のもとで、この計画の実効性を確保します。また、広域的な視点が必要な取り組み、技術的・財政的な理由等で市が単独で対応することが難しい取り組みは、国や都、近隣市、関係機関などとの連携を図りながら進めます。

東久留米市長

東久留米市長は、環境基本計画を策定する主体であり、策定にあたっては、東久留米市環境審議会から意見を聴くための諮問を行います。また、計画の内容を議会と共有しながら、計画を着実に実施する主体となります。

東久留米市環境審議会

東久留米市環境審議会は、市長から環境基本計画に関する諮問を受け、専門的な見地からの審議を重ねた後答申します。また、環境審議会は、環境基本計画の進捗状況について点検・評価し、必要に応じ、市長に対し意見を述べます。

東久留米市市民環境会議

東久留米市市民環境会議は、環境基本計画の実現に向けた市民・事業者・行政の協働による取り組みの実施・推進組織であり、市民・事業者と情報交換しながら、各主体と連携した活動を行います。

東久留米市庁内環境委員会

東久留米市庁内環境委員会は、全庁的な計画の推進及び進行管理の組織であり、環境基本計画の進捗状況について、各部署から報告を受け、総合的かつ横断的な調整を行いながら、環境基本計画の進行管理を行うとともに、関連計画を推進します。

庁内各部署

庁内の各部署は、環境基本計画に基づく施策・事業を推進するとともに、東久留米市庁内環境委員会にその結果を報告します。

環境安全部環境政策課

環境安全部環境政策課は、環境審議会、市民環境会議、庁内環境委員会の運営の事務局機能を担うとともに、市民環境会議等と連携しながら、環境基本計画を推進します。

東久留米市議会

＜共有＞

東久留米市長

＜諮問、報告＞

環境審議会

＜答申、意見＞

環境政策課

点検、評価

運営

計画の実施、推進

＜市内各部署＞

教育委員会等含む

計画の推進、進行管理

【市内環境委員会】

関連計画の推進

自己点検、評価

報告

（運営・連携）

市民環境会議

（情報交換・連携）

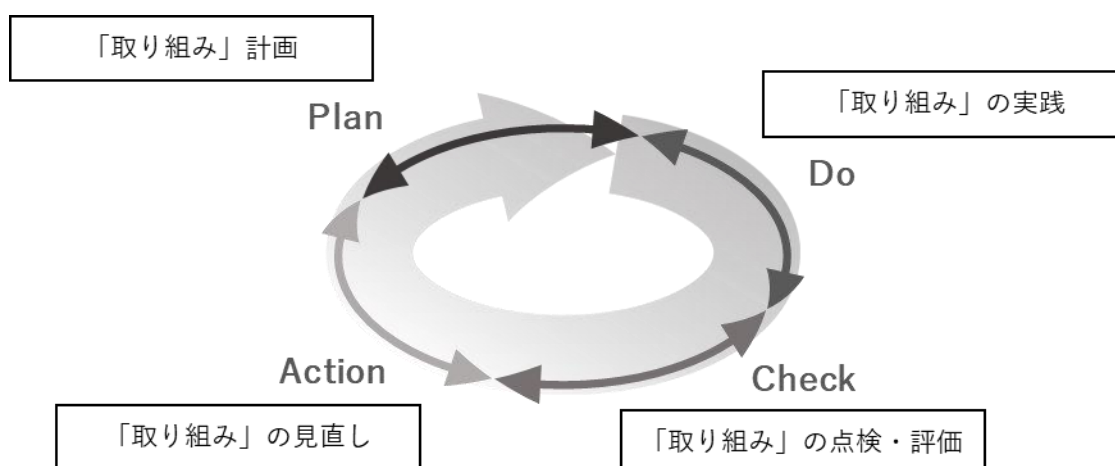
市民

事業者

計画の実施

進行管理の基本的な流れ

進行管理の仕組みは、P (Plan:計画) → D (Do:実践) → C (Check:点検・評価) → A (Action:見直し) といった「PDCAサイクル」を基本とします。



PDCAの展開イメージ

毎年度「かんきょう東久留米」を通じた見直しと、おおむね5年ごとに行う計画全体の見直しを継続します。

具体的には、市内環境委員会は前年度の施策・事業の実績を年度の前半にとりまとめて、目標に対する点検・評価を行い、実行計画を見直します。それを基に環境審議会が点検・評価、及び必要に応じ見直し等を意見し、年度末に「かんきょう東久留米」で、その結果を公表します。

6-3 点検・評価

この計画の着実な推進を目指し、「かんきょう東久留米」において環境の側面からの点検評価を行います。

下記の個別方針ごとの点検評価項目（代表指標）に加え、個別方針ごとの取り組み状況（補助指標）を毎年度点検します。現状を把握し、過去のデータと比較することで、進捗状況の評価します。

方 針		点検評価項目（代表指標）
基本方針 1 水と緑と生きものの場を育み、人との共生をめざすまち		
個別方針 1	水と緑と生きものの場を育み、人との共生をめざすまち	● 緑地保全地域等や市が保全している樹林地、市民緑地、森の広場等の面積
個別方針 2	水と緑と生きものの回廊をつくる	● 河川環境基準項目測定値
個別方針 3	まちなみの緑を育てる	● 保存樹木・保存樹林・緑地保護区域の指定数 ● 生産緑地地区の面積
個別方針 4	水と緑の活用と管理	● 生きものモニタリング結果 ・ 市民観察種（毎年調査）の確認状況 ・ 代表種（毎年調査）の確認状況 ・ 代表種（年に 1 回程度調査）の確認状況 ● 特定外来生物把握数
個別方針 5	みんなで進める緑と生きものが豊かなまちづくり	● 環境イベント開催数 ● 環境イベント参加者数
基本方針 2 地球環境対策に取り組む、安心で美しいまち		
個別方針 6	地球温暖化問題へ対応できる暮らしをつくる	● 温室効果ガス排出削減率 ● エネルギー消費量 ● 電力消費量
個別方針 7	ごみの減量・再利用・リサイクルを通した循環型のまちづくり	● ごみ排出量 ● リサイクル率
個別方針 8	健康で安心できる暮らしをつくる	● 一般環境大気測定局データ ● 地下水有機塩素化合物調査結果 ● 道路交通騒音振動調査結果
基本方針 3 みんなで取り組む環境のまち		
個別方針 9	環境情報について学び、活動につなげる	● 東久留米市の良さ（水と緑）を知っている市民の割合 ● 環境関連団体の登録者数 ● 緑の育成・保全活動への参加した市民の割合 ● 水辺や湧水にふれあう活動に参加した市民の割合
個別方針 10	よりよい環境を目指してみんなで取り組む	● 学校での環境学習の実施状況 ● 環境関連団体の登録者数 ● 緑の育成・保全活動への参加した市民の割合 ● 水辺や湧水にふれあう活動に参加した市民の割合 ● 環境の保全に気をつけている市民の割合

資料編

- 資料-1 東久留米市環境基本条例
- 資料-2 湧水・清流保全都市宣言
- 資料-3 東久留米市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- 資料-4 東久留米市ゼロカーボンシティ宣言
- 資料-5 東久留米市熱中症対策に係る基本方針（暫定版）
- 資料-6 東久留米市環境審議会委員名簿
- 資料-7 東久留米市環境基本計画検討部会部会委員名簿
- 資料-8 東久留米市環境審議会規則
- 資料-9 環境基本計画検討部会運営要領
- 資料-10 計画策定の経緯
- 資料-11 諮問・答申
- 資料-12 環境に関わる国・都の動き
- 資料-13 関連計画の概要
- 資料-14 第二次計画と第三次計画の体系の比較
- 資料-15 市民・事業者アンケート調査結果
- 資料-16 市民ワークショップの開催結果
- 資料-17 用語解説